

代理人による借出登録等の申請に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、代理人による八尾市立図書館（以下、「図書館」という。）の借出登録等の申請について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 八尾市図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第5条に規定する者のうち、障がい、病気、その他やむを得ない事由により来館が困難と認められる者とする。

(申請の種別)

第3条 代理人による申請を行うことができる手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) 借出登録
- (2) 借出登録の有効期限の更新
- (3) 変更登録
- (4) 簡易借出カードの交付
- (5) 借出カードの再交付
- (6) 図書館ホームページで提供するインターネットサービスを利用するために必要な仮パスワードの交付
- (7) 図書館資料の貸出及び予約
- (8) その他、図書館の館長が特に必要と認めた図書館利用に係る申請

(手続き方法)

第4条 代理人による借出登録等の申請を行うときは、規則第7条第2項に規定する書類のほか、代理人であることを証する書類（様式1号）及び代理人の氏名・住所が証明できる書類を提出しなければならない。ただし、前条第7号に規定するサービスの申請については、申請時に代理人が借出カードを提示することにより、借出登録の名義人から委任されたとみなす。

(その他)

第5条 この要領の他、必要な事項は生涯学習課長が定めるものとする。

(附則)

この要領は、令和6年2月1日から施行する。